[事案 2021-35] 新契約無効請求

・令和3年12月2日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明と契約内容が異なっていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあった もの。

<申立人の主張>

平成26年3月に契約した終身保険について、募集人から、「普通預金に預けていてもメリットはないが、本契約であれば、お金に困ったときに自由にどこでも出し入れができるし、保険料を一括で支払えば16万円得をする。」などと説明を受けたため、その説明を信じて申し込んだ。しかし、募集人の説明と契約内容が異なっていたことから、契約を無効にして、既払込保険料と既に受領した解約返戻金および未経過保険料の差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、保険契約の種類や死亡保険金等の金額、払込保険料額等が記載された契約申込書を確認し、署名押印している。また、申立人は、保障設計書、注意喚起情報およびご契約のしおり・約款を受け取り、重要事項について説明を受け、契約内容とともに確認・了知したことを確認する欄に押印している。
- (2) 申立人は、平成30年11月に本契約を解約し、既払込保険料総額を下回る解約返戻金および未経過保険料の支払いを受けたが、その後1年6か月もの間、申立人から特段の申し出はなかったことからすると、本契約の内容を理解していたと解される。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時における事情等 を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特 段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了 した。